

2016年3月15日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2016.3 Vol.1603

改正障害者雇用納付金制度

～申告期限は、平成28年4月1日から5月16日まで～



業務案内

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



改正障害者雇用納付金制度

～申告期限は、平成28年4月1日から5月16日まで～

田中社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 田中 洋

平成27年4月から改正障害者雇用納付金制度が始まり、今年の4月から申告・納付が開始となります。どんな制度で、何をしなくてはならないのか？を解説していきます。



障害者雇用納付金制度って？！

そもそも、障害者雇用納付金制度とは何でしょう？

簡単に言うと「**決められた人数の障害者を雇用しているか確認をして、少なければ罰金（納付金）を払い、多ければご褒美（調整金・報奨金）が貰える**」というものです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）において「障害者雇用率制度」が設けられており、法定雇用率以上の障害者を雇用することが義務となっています。障害者を雇用するにあたっては、バリアフリー化したり、個別の雇用管理が必要となったりと…、会社に様々な経済的負担が伴い、障害者雇用義務を履行している会社としていない会社では経済的負担に差が生じてきます。障害者を多く雇用している会社の経済的負担を軽減し、会社間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として設けられたのが「障害者雇用納付金制度」です。

まずは自社の法定雇用障害者数を確認してみましょう。

法定雇用障害者数（雇用義務数）は、

常時雇用している労働者数 × 2.0%（現在の法定雇用率）

※ 1未満の端数は切り捨てて求めます。

常時雇用している労働者数は、

一般の労働者数 + （短時間労働者数×0.5）の合計となります。

※短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）については、1人を0.5人としてカウントします。



マイナンバー制度への対応策 ご相談受付中 info@sr-tanakaoffice.com

「改正」は何が変わったの、申告は…？

平成 27 年 4 月の「改正」で、納付金申告対象が、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下の会社も対象となりました。

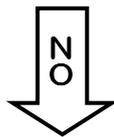
平成 28 年度において申告義務のある事業主

(平成 28 年度申告)

平成 27 年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
常時雇用している労働者数												
短時間労働者以外の常時雇用している労働者数 + 短時間労働者数 (1人を0.5カウント)												

改正制度スタート

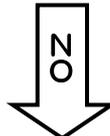
100人を超える月が5か月以上(※1)ある



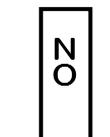
※1 年度途中の事業廃止等の場合は、5か月以上でなくても、申告が必要となることがあります。

この期間については、申告義務はありません。支給要件として定められている数を超えて障害者を雇用している場合は報奨金の支給申請ができる場合があります。

申告義務があります。法定雇用率(2.0%)を達成している



常時雇用している労働者数が200人以下の月が8か月(※2)以上ある



※2 年度途中の事業廃止等の場合は、取扱いが異なります。

申告が必要(調整金の申請ができる場合があります。)

申告

申告が必要
法定雇用障害者数 からの不足数1人につき月額 40,000 円を納付

申告・納付

申告が必要
法定雇用障害者数からの不足数1人につき月額 50,000 円を納付

申告・納付

申告・納付は、平成 28 年 4 月 1 日から 5 月 16 日までの間に行ってください。

労務問題 その決断の前にご相談ください info@sr-tanakaoffice.com

法定以上に雇用している場合は…？

法定雇用率以上の障害者雇用をしている場合は、「調整金」または「報奨金」支給の対象となります。

調整金	報奨金
常時雇用している労働者数が 100 人を超え、法定雇用率以上の障害者雇用をしている	常時雇用している労働者数が 100 人以下で法定雇用率以上の障害者雇用をしている
1 人当たり 月額 27,000 円	1 人当たり 月額 21,000 円

どちらも支給申請が必要となり、申請時期は納付金の申告・納付時期と同じです。（支給時期は同年 10 月となります。）

対象となる障害者と雇用者数のカウントは…？

法定雇用率の対象となる障害者は「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」となります。（精神障害者は雇用義務対象ではありませんが、実雇用率の算定には含めることが出来ます。）障害者であるか否かについては身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無で判断されます。

ご注意！
障害者雇用義務を履行しない事業主は、企業名が公表されます。

雇用障害者数のカウントの方法は次の通りです。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満 (短時間労働者)
身体・知的障害者	1 人	0.5 人
身体・知的障害者（重度）	2 人	1 人
精神障害者	1 人	0.5 人

※重度身体障害者とは、身体障害者等級の 1 級か 2 級者。又は 3 級の障害を 2 つ以上重複して有する人をいいます。

※重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により、重度知的障害者であると判定された人をいいます。

障害者差別解消法…？！

また、4 月からは「障害者差別解消法」が施行されます。会社の対応としては、

- ・ 不当な差別的取り扱い禁止
 - ・ 障害者に対し、合理的配慮を行うようにする（努力義務）
- がポイントとなります。

この法律に違反した場合、すぐに罰則を課すことはないようですが、繰り返し障害者に対して権利利益の侵害にあたるような差別が行われた場合は、報告が求められ、虚偽報告や報告を怠った場合には罰則の対象（20 万円以下の過料）となります。

田中社会保険労務士事務所相談室
4月から健康保険が大きく変わるようですが…？！

Q 会社で人事・総務を担当しています。今年の4月から健康保険関係で色々の変更があると聞きました。何が変わるのか詳しく教えてください。



Answer

平成28年4月から、以下の変更が予定されています。

■標準報酬月額・標準報酬賞与額の上限改定

健康保険料の算定基礎となる標準報酬月額の最高等級が3等級追加となり、上限が引き上げとなります。

【改定前】

最高月額等級 47級 標準報酬月額 1,210,000円（1,175,000円以上）

【改定後】

最高月額等級 50級 標準報酬月額 1,390,000円（1,355,000円以上）

■傷病手当金・出産手当金の計算方法、差額支給について変更

給付金額の計算方法が、各手当金支給開始前1年間の給与に基づいた計算に変更となります。

【改定前：1日あたりの金額】

休んだ日の標準報酬月額 ÷ 30日 × 2/3

【改定後：1日あたりの金額】

支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額
÷ 30日 × 2/3

現在傷病手当金を受給している場合も、4月1日支給分から改定後の計算方法で支給金額が決定され支給となります。

また、従来出産手当金を受給する場合、その期間についての傷病手当金は支給停止となっていました。4月からは出産手当金の額が傷病手当金より少ない場合、差額が支給となります。

■健康保険料率の改定/協会けんぽ（全国健康保険協会）

毎年、健康保険料率が3月から改定となり、4月給与控除分から変更となりますが愛知県では据え置きとなりました。

全国的に引き下げが多いですが、都道府県により料率は違うため、確認が必要です。
※介護保険料率は全国一律で、1.58%（据え置き）です。

～ その他ご不明な点は、お問合せください～

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

2016年3月の人事・総務カレンダー

■3月10日(木)

2月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

■3月15日(火)

今年の確定申告の受付は、3月15日(火)が申告期限です。

※4月新入社員の迎入れ準備を忘れずに！

新入社員研修や入社日当日流れの確認や各種手配。また、制服等などの準備も必要になってきます。



Current Topics

★2,311事業所で違法残業摘発！重点監督結果

厚生労働省が、昨年11月に実施した重点監督の結果について公表しました。今回の重点監督は長時間労働による過労死(労災請求があったもの)、若者の「使い捨て」が疑われる事業所に対し行われ、この結果、重点監督した約半数の2,311事業所において違法な残業が摘発され、是正指導が行われました。

また、残業代不払いは509事業所、過重労働による健康障害防止措置が未実施の事業所は675事業所と監督実施事業所の10%を超える事業所が摘発を受けたとのこと。

★2016年度にインターンシップを実施予定企業は61.1%！

リクルートが行った調査によると、2015年度にインターンシップを実施した企業は59.5%、2016年度に実施予定の企業は61.1%と年々増加傾向にあることがわかった。インターンシップの実施期間は、以前は1週間以上～2週間未満が多かったが、2016年度は1日とする企業が多く、次いで3日以上1週間未満であったとのこと。

★転職成功者の平均年齢32.1歳に！

DODAが行った「転職成功者の年齢調査」によると、2015年下半期の転職者平均年齢は32.1歳で過去最高年齢となり、また転職成功者の28.2%が35歳以上で「35歳転職限界説」

★女性社員、パート等の賃金が過去最高に！

厚生労働省が公表した、2015年「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者の月額賃金は30万4,000円で前年比1.5%増、男性33万5,100円、女性24万2,000円で女性の賃金は過去最高額だった。また、雇用形態別の平均賃金でも非正規が20万5,100円、パート等の短時間労働者も時給1,059円と過去最高額だった。

■編集後記

来月の4月から新年度が開始となります。新卒者は新しい風をもたらしてくれる一方で、毎年「〇〇型」と言われるように、その年その年の傾向もあるようです。せっかく入った(入ってもらった)会社ですので、長くしっかりと勤めてもらいたいものです。そのためにも、職場環境づくりは大切です。何か心配事があれば、ご相談下さい。

田中社会保険事務所だより Vol.1603

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2016年3月15日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋

田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0054

名古屋市名東区高針台1-810-2

TEL052-703-7688 FAX052-701-8559

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: info@sr-tanakaoffice.com